



## 賃料入金チェックの重要性と留意点

### 『借主から毎月賃料を受領する』

文字にしてみると当たり前のことで簡単なことであるように思えます。

しかし、世の中には入居契約時に前賃料を払った後、一度も賃料を支払わずに貸室を占有するような人もいます。またこのように初めから悪意を持つ人とは別に、うっかり賃料を支払い忘れてしまい、そのまま滞納を続けてしまう人もいます。

後者の滞納者も時間が経つと、「何の連絡もなかった。今更払いたくない。」と主張する悪質な滞納者になる可能性があります。

新入居者が多いこの時期は、特に正確なチェックを行ない、未納の場合は迅速に入居者へ未納通知を行なうことが大切です。

### ＜学生ハウジング管理物件のオーナー様へ＞

3月入居のお部屋の場合、ほとんどの借主は、契約時に4月分までの賃料を支払い済みです。

※詳細は、別送の精算書をご参照ください。

#### 1) 収納代行利用の場合

「日本セーフティーによる収納代行」をご契約いただいているお部屋については、原則毎月25日に翌月分賃料がオーナー様の口座へ振り込まれます。

5月分賃料は、4月25日(金)にオーナー様の口座へ振り込まれます。

#### 2) 借主から直接支払われる場合

賃料は、月末または指定日までに、翌月分が支払われます。

毎月初めに通帳等をご確認いただき、**未納の場合は10日までに学生ハウジングへご通知いただきますようお願いいたします。**

なお、「GTN保証を利用している留学生・外国人」の場合、滞納発生日の翌日から10日以内に保証会社への滞納報告が必要です。

**10日までに弊社へご報告いただけない場合は賃料保証が免責となり、回収未納になる可能性がございます。**

#### 【ご注意】

4月27日から5月6日までの大型連休の間は、**金融機関や送金方法により、着金確認が可能となる日程が異なります。着金可能日をご確認のうえ、入金状況をご確認ください。**

#### 例) 京都銀行の場合

京都銀行ATMからの送金は、当日(遅くても翌日)に着金確認が可能です。

他行ATMからの送金については、5月7日に着金確認が可能です。

5月分賃料未納者がおられましたら、

**5月10日までに弊社までご連絡いただきますよう宜しくお願い致します。**

マンション・アパートテナント



お問合せ先 TEL: 0800-100-3215 担当: 高橋・森川